

県境再生対策室

県境産廃の搬出再開について

このことについて、次のとおりお知らせします。

1 周辺廃棄物等PCB分析結果

平成23年2月8日に県境不法投棄現場において廃コンデンサ23個が確認（3月1日に1個追加確認）されたことに伴い、2月14日から県境産廃の搬出を休止し、県境不法投棄現場原状回復対策協議会の4名の専門家の確認・評価を受けながら、廃コンデンサ及び周辺廃棄物等のPCB分析を行い、PCB汚染の有無を確認してきたところです。その結果概要は次のとおりです（詳細別紙1）。

(1) 廃コンデンサ23個：全てのコンデンサの内部部材からPCBを検出【お知らせ済み】

(2) 追加確認された廃コンデンサ：PCB検出

(3) 現場内廃棄物

- ・選別ヤードに残置している特管廃棄物（3検体）：PCB不検出
- ・普通産廃積込場所に集積した廃棄物（1検体）：PCB不検出
- ・廃コンデンサ投棄ブロック下層廃棄物（12検体）：PCB不検出

(4) 搬出済み廃棄物

- ・埋立した廃棄物（2施設×3検体）：PCB不検出

(5) 浸出水処理施設

- ・浸出水、原水、処理水（2月、3月採取分6検体）は宮城県内の施設で分析中のところ、大津波により分析不能となりました。
- ・3月15日に再採取した浸出水、原水、処理水：PCB不検出

2 専門家の確認・評価を踏まえた搬出再開

次の総合的な専門家の確認・評価を踏まえ、県としては、平成23年3月29日（火）から県境産廃の搬出を再開することとします。

(1) 1のPCB分析結果

- (2) 発見された廃コンデンサについては、碍子の外れている状況の現地確認及び写真による製造メーカーの判定から、碍子は人為的に外された可能性が高いこと、全ての廃コンデンサ内部に液状での絶縁油の残留が無いこと、不法投棄現場の複数の元従業員からの聞き取りにより不法投棄された際に現場内で碍子を外す作業を行ったとは考えられないこと等から判断すると、不法投棄以前に廃コンデンサの碍子は外されており、絶縁油は抜き取られた状態であった可能性が高いものと推定されること
- (3) 今後の廃コンデンサの出現に備えて現場内の掘削・選別工程における監視体制を強化すること

なお、先般の東北地方太平洋沖地震により処理委託先の一部施設が被災したほか、搬出に係る現場内の各種作業や廃棄物の運搬に必要な燃料調達の見通しが不透明なことなどから、当面、搬出先は受け入れ可能な青森RER（株）及び（株）ウィズウェイストジャパン三戸ウェイストパークとします。

### 3 廃コンデンサ出現に備えた今後の対応（別紙2）

- (1) 普通産廃は事前にブロック毎にPCB分析を行い、埋立基準（0.003mg/l以下）であることを確認後掘削作業を実施します。
- (2) 新たな廃コンデンサの出現に備え、掘削・選別工程における初期段階での監視を強化するため、当面、掘削場所に県職員又は特管産廃管理責任者の資格を有する監視員2名（特管1名、普通産廃1名）を配置し、廃コンデンサを早期に発見することが可能な体制とします。
- 廃コンデンサ様のものが発見された場合は、現場作業を中断して確認作業を行い、廃コンデンサ内に絶縁油が無いこと等これまでのものと同様の性状であることについて専門家の確認・評価を受けた後に現場作業を再開します。
- なお、絶縁油の残留が確認される等これまでのものと性状が異なる廃コンデンサが発見された場合は、現場内作業を休止し、専門家の確認・評価を受け、廃コンデンサ周辺廃棄物等のPCB汚染状況調査を行います。
- (3) 確認された廃コンデンサは廃棄物処理法の規定に準じて適正に保管します。

## (1)(2) 廃コンデンサのPCB分析結果

番号	製造会社	型式	製造年月	採取試料(g)	試料状況	採取試料中の(mg/サンプルkg)	備考
1	銘板なしで不明	不明	不明	45.0	紙くず	44	お知らせ済み
2	銘板なしで不明	不明	不明	29.5	紙くず・綿類	8.4	
3	銘板なしで不明	不明	不明	25.3	紙くず・土砂	11	
4	銘板なしで不明	不明	不明	50.1	紙くず・土砂	63,000	
5	銘板なしで不明	不明	不明	25.0	土砂・紙くず	22	
6	銘板なしで不明	不明	不明	20.0	紙くず・土砂	1,000	
7	銘板なしで不明	不明	不明	17.5	紙くず・土砂	16	
8	銘板なしで不明	不明	不明	32.0	土砂・紙くず	150	
9	銘板なしで不明	不明	不明	26.8	紙くず・土砂	22,000	
10	銘板なしで不明	不明	不明	32.2	土砂・紙くず	10	
11	銘板なしで不明	不明	不明	30.1	土砂・紙くず	460	
12	二井蓄電器(株)	PFGD-65030	1964年	25.1	紙くず	280,000	
13	東京芝浦電気(株)	BRTR-A6JIR	1979年2月	30.1	紙くず	97	
14	東京芝浦電気(株)	BRTR-A6JIR	1976年12月	32.7	紙くず	2.8	
15	日新電機(株)	PET-CM	1973年12月	30.1	紙くず	13	
16	日本コンデンサ工業(株)	NEF-65100R	1975年10月	32.4	紙くず	7.8	
17	東京芝浦電気(株)	BRTR-A6J2R	1983年7月	30.3	紙くず	9.0	
18	日本コンデンサ工業(株)	NEF-66030R	1975年8月	32.2	紙くず	25	
19	日本コンデンサ工業(株)	NEF-65100R	1975年7月	32.0	紙くず	49	
20	(株)指月電気製作所	LV-3型	1979年1月	33.1	紙くず	37	
21	日本コンデンサ工業(株)	NEF-65020R	1973年6月	30.7	紙くず	21	
22	日本コンデンサ工業(株)	NEF-65050R	1975年6月	31.7	紙くず	8.7	
23	松下電器産業(株)	NH-A	1973年	35.2	紙くず	89	
24	(株)指月電気製作所	LV-4形	1980年9月	30.5	紙くず・金属くず	1.6	

## (3) 現場内廃棄物のPCB分析結果

	採取場所 (「別図1」のとおり)	試料名	PCB濃度(mg/L)	備考
1		Aライン廃棄物(中塩素)	< 0.0005	今回判明
2	選別ヤード残置・特別管理産業廃棄物	Aライン廃棄物(低塩素)	< 0.0005	
3		Bライン廃棄物	< 0.0005	
4	普通産業廃棄物積込場所	普通産業廃棄物	< 0.0005	
5	廃コンデンサ投棄ブロック下層廃棄物	B17-N2-430 ①	< 0.0005	
6		B16-N1-430 ②	< 0.0005	
7		B16-N2-430 ③	< 0.0005	
8		B16-N3-430 ④	< 0.0005	
9		B15-N2-430 ⑤	< 0.0005	
10		B14-N2-430 ⑥	< 0.0005	
11		B14-S1-430 ⑦	< 0.0005	
12		B13-N2-430 ⑧	< 0.0005	
13		B13-N3-430 ⑨	< 0.0005	
14		B12-S1-435 ⑩	< 0.0005	
15		B11-N3-430 ⑪	< 0.0005	
16	B11-N4-430 ⑫	< 0.0005		

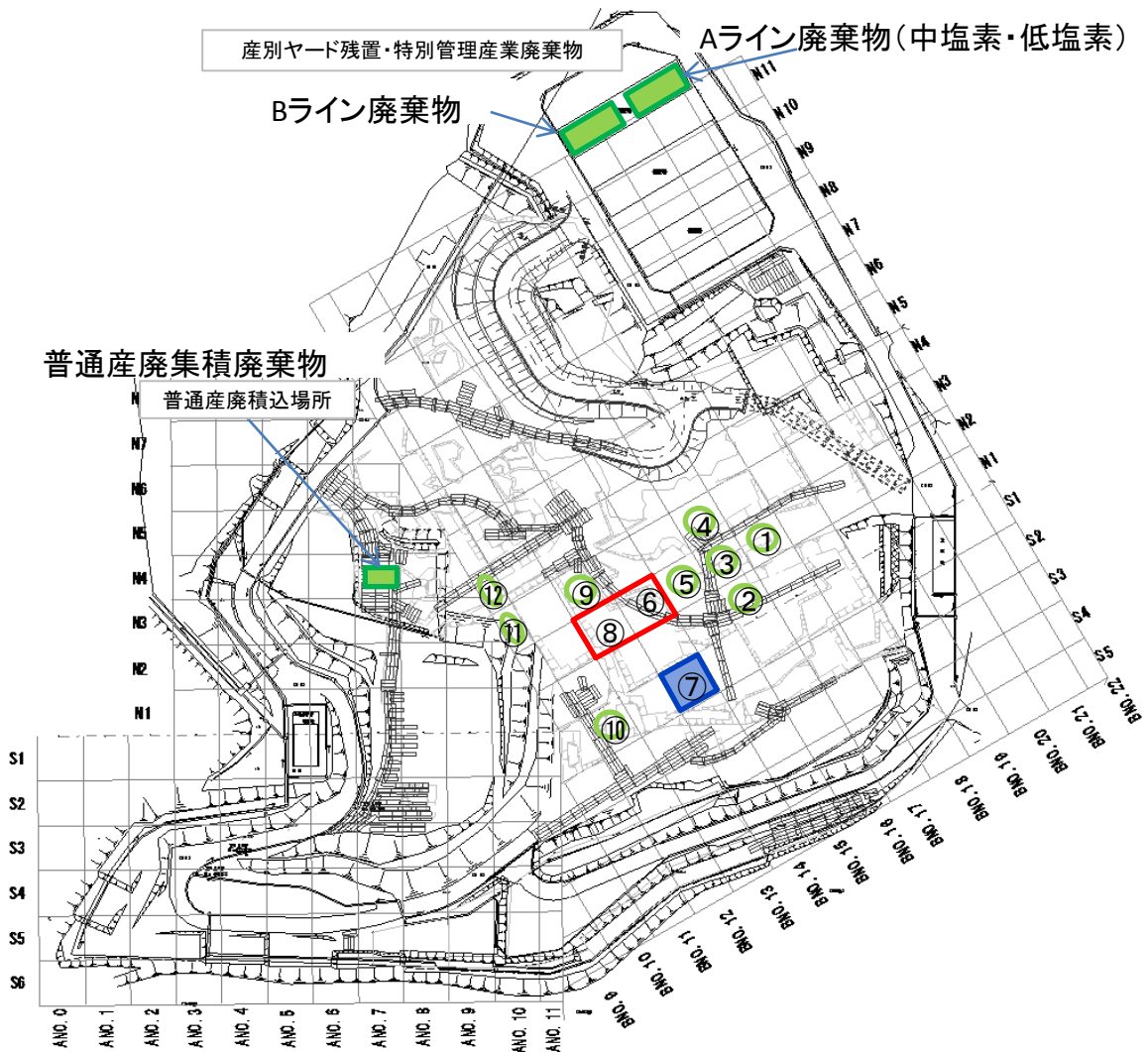
## (4) 搬出済み廃棄物




	採取場所	試料名	PCB濃度(mg/L)	備考
1	(株)ウイズ・ウェイト・ジャパン三戸事業所	廃棄物 W①	< 0.0005	今回判明
2		廃棄物 W②	< 0.0005	
3		廃棄物 W③	< 0.0005	
4		廃棄物 A①	< 0.0005	
5		廃棄物 A②	< 0.0005	
6		廃棄物 A③	< 0.0005	

## (5) 浸出水処理施設

	採取場所	試料名	PCB濃度(mg/L)	備考
1	県境不法投棄現場・浸出水処理施設	浸出水	< 0.0005	今回判明
2		原水	< 0.0005	
3		処理水	< 0.0005	

# 廃コンデンサが投棄されていたと推定されるブロックと廃棄物採取箇所



-  平成23年2月12日に掘削し、3月1日に確認された廃コンデンサ1個が投棄されていたと推定されるブロック
-  平成22年11月16日～平成23年月1月20日に掘削した、大半の廃コンデンサが投棄されていたと推定されるブロック
-  平成22年11月16日～平成23年月1月20日に掘削した、廃コンデンサが投棄されていた可能性のあるブロック

## 廃コンデンサ様廃棄物への対応について

『廃棄物本格撤去マニュアル』（§ 4. 掘削・遮水等作業マニュアル、4. 掘削手順、4-3想定外廃棄物の取扱い）における廃コンデンサを発見した場合の対応について具体的運用を定める。

### 1 基本方針

- ・ 廃コンデンサ出現に備え各工程における作業方法を再確認し監視を強化
- ・ 廃コンデンサ様廃棄物出現時における対応手順の明確化
- ・ 廃コンデンサ等作業上注意を要する想定外廃棄物について関係者への周知徹底

### 2 具体的運用

#### ○基本事項

- ・ 普通産廃は事前に廃棄物ブロック毎にPCB分析を行う。
- ・ 廃コンデンサ出現のチェックポイントは、掘削～集積～積込の各段階におけるショベル操作とふるい選別時（普通産廃：4回、特管産廃：5回、「別図2」参照）である。
- ・ 監視員を普通産廃、特管産廃の第1ポイントに各々配置し、廃コンデンサの発見を掘削の初期段階で行えるよう監視する。
- ・ 出現した廃コンデンサ様廃棄物が廃コンデンサと確認された場合は適正に保管する。

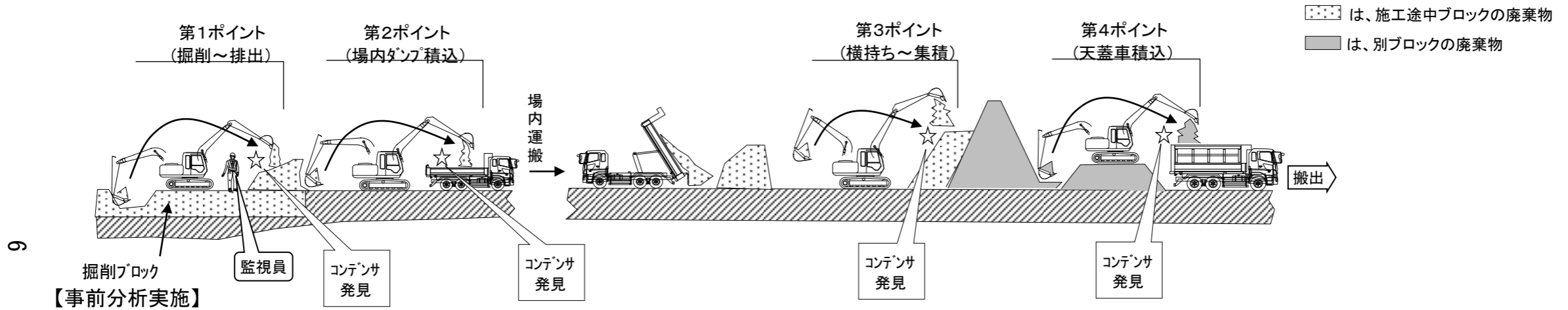
#### ○対応手順

- ① 廃棄物掘削開始
- ② 廃コンデンサ様廃棄物の発見（普通産廃：第1～第4ポイント、特管産廃：第1～第5ポイント）
- ③ 作業中断（監視員等からの報告により現場代理人が作業の中断を指示し、県及び総括監視者に報告）
- ④ 廃コンデンサの確認（総括監視者が発見場所、数量、型番、製造年月日、絶縁油の残留状態等チェックし記録した後、県に第1報 → 現場対応が終了次第県に詳細報告）
- ⑤ 廃コンデンサの仮保管（総括監視者の指揮下、密封容器封入、仮保管）
- ⑥ 廃コンデンサについての専門家の確認・評価（県は速やかに廃コンデンサに係る情報を送信）
- ⑦
  - (A) 絶縁油の残留が確認されない等の状況により専門家が作業の再開可と確認・評価した場合 → 作業再開（県は総括監視者を通じて現場代理人に作業の再開を指示）
  - (B) 絶縁油の残留が確認され従来のもとは異なると専門家の確認・評価を受けた場合 → 作業を休止し、廃コンデンサ周辺廃棄物のPCB汚染状況調査を実施（同調査結果に対する専門家の確認・評価に基づき対応を別途協議）
- ⑧ 廃コンデンサは適正に保管

### 廃コンデンサ様廃棄物に対応する掘削・選別作業の概念図(案)

1. 下図の各作業ポイントで、コンデンサ様廃棄物に対する監視を強めるものとする。(第1ポイントには監視員を置く)
2. コンデンサ様廃棄物を発見した場合は、作業を一旦中断し、廃コンデンサであるか確認を行う。

#### 普通産廃の場合



#### 特管の場合

